

# 土木関係建設コンサルタント業務の総合評価落札方式に関するQ & A

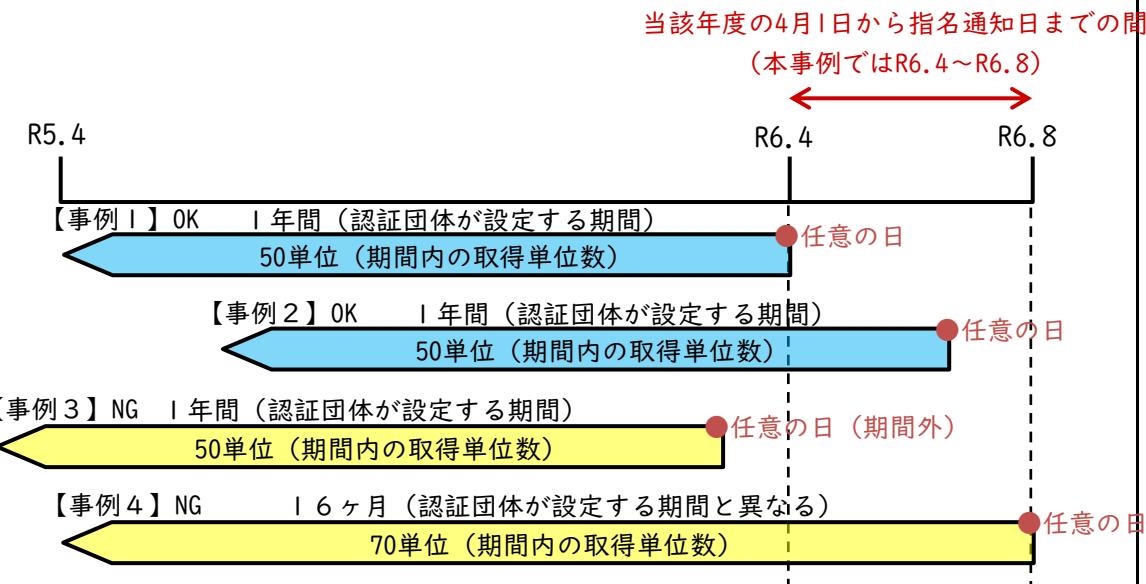
令和6年9月

## I 評価項目について

質問及び回答		
1	質問	【同種業務の実績】 山口県以外の発注業務は評価対象となるか。
	回答	原則、山口県土木建築部、農林水産部、企業局及び国土交通省中国地方整備局の発注業務を評価対象としています。 ただし、特殊業務など、業務の内容によっては、上記以外の発注業務を評価対象とする場合がありますので、発注時の設計図書の記載に従ってください。
2	質問	【成績評定点】 複合業務（例：測量設計業務）の業務成績評定点は、業務成績評定点に関する評価項目の評価対象となるか。
	回答	主たる業務を土木関係建設コンサルタント業務として成績評定を行った業務は、評価の対象となります。
3	質問	【成績評定点】 複合業務（例：測量設計業務）の技術者成績評定点で、土木関係建設コンサルタント業務以外の技術者（例：測量の管理技術者）として従事した業務の成績評定点は評価対象となるか。
	回答	土木関係建設コンサルタント業務の技術者として従事した業務のみが評価の対象となります。（例：測量設計業務において、測量の管理技術者として従事した業務の成績評定点は対象外）
4	質問	【成績評定点】 複合業務（例：測量設計業務）の技術者成績評定点を実績として提出したいが、当人が設計（土木関係建設コンサルタント）業務に従事した技術者であることの証明が必要か。
	回答	設計業務の担当技術者として従事したことが確認できるテクリスや発注者が発行した証明書等を添付して下さい。（技術提案資料として提出された書類で確認ができない場合は評価対象なりません。）
5	質問	【成績評定点】 成績評定点には、業務成績評定点と技術者評定点（管理技術者、照査技術者、担当技術者）があるが、どの評定点が評価対象となるのか。
	回答	企業評価では、業務成績評定点を対象とします。技術者評価では、配置技術者の立場に応じた技術者評定点が対象となります。  ※注意：技術者評価では業務成績評定点ではなく、技術者評定点が対象となります。  【例】管理技術者：A氏、照査技術者：B氏を配置予定技術者とした場合 ○過去にA氏が管理技術者として従事した業務の管理技術者評定点・・・対象 ○過去にA氏が担当技術者として従事した業務の担当技術者評定点・・・対象 ×過去にA氏が照査技術者として従事した業務の照査技術者評定点・・・対象外 ○過去にB氏が照査技術者として従事した業務の照査技術者評定点・・・対象 ×過去にB氏が管理技術者として従事した業務の管理技術者評定点・・・対象外 ×過去にB氏が担当技術者として従事した業務の担当技術者評定点・・・対象外

質問及び回答		
	質問	【手持ち業務】 手持ち業務数を5件以下として提案した場合、制限のかかる期間はいつからいつまでか。
6	回答	業務期間（着手から完成まで）を通じて5件以下としてください。 なお、技術提案資料の提出時など、入札手続き中は超過していても別業務の完成や担当技術者から外れることで、契約日までに5件以下とすれば問題ありません。  ※注意：落札決定後に履行が困難となった場合は、業務成績評定点の減点又は不誠実な行為として取り扱う場合もあります。（入札条件及び指示事項に記載のとおり）
7	質問	【手持ち業務】 技術提案資料の提出時に確認資料の添付が必要か。
7	回答	技術提案資料の提出時には確認資料の添付は不要です。 手持ち業務件数の確認は、契約時及び完成検査時に行います。
	質問	【手持ち業務】 手持ち業務件数の確認は、どのようにして行うのか。
8	回答	契約時の確認は、発注者に提出する配置技術者の選任通知により行います。 また、完成検査時には業務期間を通しての履行を確認しますので、手持ち業務の実績が分かる資料（テクリスの技術者情報等）の提示をお願いします。 なお、登録された技術者の従事期間と実際の業務完了年月日が異なる場合等、テクリスのみで実績が確認できない場合は、引取証など、該当業務の完了年月日が確認できる資料を併せてご提示ください。
9	質問	【手持ち業務】 手持ち業務のカウントは、土木系工事、営繕系工事に関わらず、業務全般（測量、調査、建築設計等）が対象となるのか。
9	回答	土木系工事に係る業務はもちろん、営繕系工事に係る業務（測量、調査、建築設計等）であっても、委託料の額（消費税を含む）が300万円以上で管理技術者又は担当技術者（又は主任技術者）として従事していれば、それらを手持ち業務としてカウントします。
	質問	【手持ち業務】 複合業務（測量・設計等の混合発注）の手持ち業務件数のカウントはどのようになるのか。
10	回答	手持ち業務のカウントは、業種ごとの委託料の額（消費税を含む）が300万円以上のものを1件としてカウントします。  【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・測量と設計の複合業務、委託料の額=400万円の管理技術者(A氏、B氏)、担当技術者(C氏) 例1：測量 (A氏) =200万円、設計 (B氏、C氏) =200万円⇒A氏 0件、B氏 0件、C氏 0件 例2：測量 (A氏) =200万円、設計 (A氏) =200万円⇒A氏 0件 例3：測量 (A氏) =100万円、設計 (B氏、C氏) =300万円⇒A氏 0件、B氏 1件、C氏 1件</li><li>・測量と設計の複合業務、委託料の額=600万円の管理技術者(A氏、B氏)、担当技術者(C氏) 例4：測量 (A氏) =200万円、設計 (B氏、C氏) =400万円⇒A氏 0件、B氏 1件、C氏 1件 例5：測量 (A氏) =300万円、設計 (B氏、C氏) =300万円⇒A氏 1件、B氏 1件、C氏 1件 例6：測量 (A氏) =300万円、設計 (A氏) =300万円⇒A氏 2件</li></ul> <p>※金額は、当初契約とする。</p>

質問及び回答		
11	質問	【手持ち業務】 災害復旧の測量、設計等の業務は、手持ち業務数としてカウントするのか。
	回答	災害復旧及び災害関連工事に係る業務については、早期復旧のため最優先業務として履行することから、手持ち業務としてカウントしません。
12	質問	【手持ち業務】 設計と調査の複合業務で、先に調査業務が完了した場合、調査業務の管理技術者は複合業務全部が完了するまで手持ち業務としてカウントされるのか。
	回答	手持ち業務は、従事している期間でカウントします。従事した期間をテクリス等で確認できれば、調査業務の管理技術者は手持ち業務としてカウントしません。
13	質問	【継続学習（CPD）】 継続学習（CPD）の各認証団体が設定する推奨単位数とは。
	回答	各認証団体が公表している最新の情報をご確認ください。 なお、建設系CPD協議会のウェブページに平成29年4月時点の情報が一覧で掲載されていますので参考にしてください。 <構成団体のCPD制度概要> URL : <a href="https://www.cpd-ccesa.org/">https://www.cpd-ccesa.org/</a>

質問及び回答	
質問	<p><b>【継続学習（CPD）】</b>        「当該年度の4月1日から指名通知日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間の取組状況」について、具体的な事例を示して欲しい。</p>
14 回答	<p><b>【前提条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名通知日：令和6年8月1日</li> <li>・認証団体の評価期間：1年間、推奨単位数：50単位 の場合</li> </ul> <p>⇒この場合、令和6年4月1日～令和6年8月1日の間の任意の日以前の1年間に50単位以上取得していれば評価できる。</p> <p><b>【OKの事例1】</b>        証明期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）        取得単位：55単位        ⇒○任意の日を令和6年4月1日とし、それ以前の1年間に50単位以上の取組みがある。</p> <p><b>【OKの事例2】</b>        証明期間：令和5年7月1日～令和6年6月30日（1年間）        取得単位：55単位        ⇒○任意の日を令和6年7月1日とし、それ以前の1年間に50単位以上の取組みがある。</p> <p><b>【NGの事例1】</b>        証明期間：令和5年3月1日～令和6年2月29日（1年間）        取得単位：55単位        ⇒×任意の日が令和6年3月1日となり、「令和6年4月1日～令和6年8月1日」を不満足。</p> <p><b>【NGの事例2】</b>        証明期間：令和5年4月1日～令和6年7月31日（16ヶ月）        取得単位：70単位        ⇒×認証団体の設定する期間（令和5年4月1日～令和6年7月31日の16ヶ月中の1年間）に推奨単位50単位以上を満足しているか確認できない。</p> <p>なお、証明書の発行日は評価に影響しません。（例えば、指名通知日以降に取得した証明書でも証明期間が条件に合っていれば問題ありません。）</p>  <p>The diagram shows a timeline from R5.4 to R6.8. A red double-headed arrow at the top spans from R6.4 to R6.8, labeled "当該年度の4月1日から指名通知日までの間 (本事例ではR6.4～R6.8)". Below this, four horizontal bars represent different cases:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Case 1 (OK):</b> A blue bar from R5.4 to R6.4 labeled "[事例1] OK 1年間 (認証団体が設定する期間) 50単位 (期間内の取得単位数)". A red dot labeled "任意の日" is positioned on the bar between R6.4 and R6.8.</li> <li><b>Case 2 (OK):</b> A blue bar from R5.4 to R6.8 labeled "[事例2] OK 1年間 (認証団体が設定する期間) 50単位 (期間内の取得単位数)". A red dot labeled "任意の日" is positioned on the bar between R6.4 and R6.8.</li> <li><b>Case 3 (NG):</b> A yellow bar from R5.4 to R6.4 labeled "[事例3] NG 1年間 (認証団体が設定する期間) 50単位 (期間内の取得単位数)". A red dot labeled "任意の日 (期間外)" is positioned on the bar between R6.4 and R6.8.</li> <li><b>Case 4 (NG):</b> A yellow bar from R5.4 to R6.8 labeled "[事例4] NG 16ヶ月 (認証団体が設定する期間と異なる) 70単位 (期間内の取得単位数)". A red dot labeled "任意の日" is positioned on the bar between R6.4 and R6.8.</li> </ul>

## II 様式の記載方法について

質問		【第2号様式】「技術提案資料提出一覧表（自己採点方式）」の最右列「枚数」には添付資料の枚数を記載するのか。
回答		提出様式（第〇号様式）と添付資料を合わせた資料の合計枚数を記入してください。なお、電子データ（PDF形式）で提出する場合は、必ずしも記載の必要はありません。
質問		【第2号様式】評価項目として設定されていない項目は、どのように記載すればよいか。
回答		評価項目として設定されていない項目は「評価項目」欄を見え消しとしてください。（例：斜め斜線、×記載、取り消し線等）

### III その他

質問及び回答		
	質問	様式にテクリス登録番号を付した場合、省略できる書類は何か。
	回答	「同種業務の実績」や「災害対応業務の実績」の確認資料としてや、業務成績評定通知書の付帯資料としてなどでテクリスの写しが必要な場合に、該当業務のテクリス登録番号は提出様式に記載することで、提出を省略できます。